

# 三鷹市重症心身障がい児（者）等家族支援事業案内

在宅生活を送っている医療的ケアの必要な重症心身障害児（者）等に対し、訪問看護師が自宅に出向き、一定時間、家族の代わりに医療的ケアを行うことで、家族の一時休息（レスパイト）やリフレッシュ、就労や就労活動のための支援を図ります。

**対象となる方** つぎの(1)と(2)のいずれにも該当し、かつ(3)(4)のいずれかに該当する方です。

- (1)三鷹市内に在住し、家族等による介護を受け在宅で生活している 65 歳未満の方
  - (2)主治医の指示により、現在、訪問看護サービスを利用している方
  - (3)医療的なケアを必要とし、18 歳に達するまでに、愛の手帳 1 度または 2 度程度の知的障がいがあり、かつ、身体障害者手帳 1 級または 2 級程度の身体障がい（自ら歩行することができない程度の肢体不自由に限る。）の状態にある方
  - (4)日常生活を営むために、医療的なケアを必要とする 18 歳未満の障がい児
- ※対象となる医療的なケアについては、【表 1】を参照してください。

表 1（対象となる医療的ケアについて）

1	人工呼吸器管理（毎日行うカフマシン、NIPPV 及び CPAP を含む。）
2	気管内挿管または気管切開
3	鼻喉頭エアウェイ
4	酸素吸入
5	1 日当たり 6 回以上の吸引
6	ネブライザー（1 日当たり 6 回以上の使用または 1 回当たり 2 時間以上の定期的な使用に限る。）
7	中心静脈栄養（IVH）
8	経管（経鼻及び胃ろうを含む。）
9	腸ろうまたは腸管栄養
10	継続的な透析（腹膜灌流を含む。）
11	1 日当たり 3 回以上の定期導尿（人工膀胱を含む。）
12	人工肛門

## 利用料金

世帯の課税状況・利用時間に応じて、【表 2】に規定する負担金が発生します。

表 2（1 回当たりの利用者負担金）

世帯の収入状況	2 時間	2 時間 30 分	3 時間	3 時間 30 分	4 時間
生活保護受給世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
市民税非課税世帯	0 円	0 円	0 円	0 円	0 円
利用者が 18 歳以上で市民税所得割が 16 万円未満の場合	370 円	460 円	550 円	640 円	740 円
利用者が 18 歳未満で市民税所得割が 28 万円未満の場合	180 円	220 円	270 円	310 円	360 円
上記以外の場合	1,500 円	1,880 円	2,200 円	2,630 円	3,000 円

## サービス利用の手順

### 申請をする前に・・・

- ・ 利用対象に該当しているか確認してください。
- ・ 医療保険で利用中の訪問看護事業者が、本事業の利用もできるか、訪問看護事業者を確認してください。
- ・ 本事業の利用に係る医師指示書の様式を市から取り寄せ、主治医に作成を依頼し、記載してもらいます。医師指示書作成料はお支払いの上、領収書を必ずもらってください。世帯の課税状況に応じて、2,700～3,000 円を上限に医師指示書作成料の助成があります。

### 申請に必要な書類（提出先は三鷹市役所障がい者支援課障がい者相談係）

- ☆ 身体障害者手帳、愛の手帳（手帳未取得の場合は東京都重症心身障害児在宅療育支援事業の決定通知書等、心身の状態を確認できるもの）
  - ★ 利用申請書
  - ★ 医師指示書及び領収書
  - ★ 医師指示書作成費助成金交付申請書
  - ★ 請求書兼支払金口座振替依頼書
- 窓口でのお渡しのほか、市のホームページからもダウンロードできます。

### 利用登録

- ・ 市は申請書一式を確認し、利用の決定をします。
- ・ 「利用決定通知書」がご自宅に後日送付されます。
- ・ 医師指示書の内容は市から訪問看護者等に情報提供します。

### 利用予約

「利用決定通知書」を訪問看護事業所に示し、サービスの利用希望日時を予約してください。

### サービス利用

- ・ 訪問看護師が行う医療的ケアは、呼吸管理・栄養管理・排泄管理等、医師指示書に記載された内容です。
- ・ 外出を伴う介護、家事支援は行いません。
- ・ 1年度（4月～翌年3月）につき96時間まで、1回につき2～4時間の範囲で30分単位での利用が可能です。

### 利用料支払

負担金が生じる場合は、事業所へ直接お支払ください。  
また、看護にかかる衛生用品等の実費相当分につきましても利用者負担となります。

### 訪問看護事業所

安全にサービスを提供するため、サービスを提供する訪問看護事業者は、原則、医療保険で訪問看護を受けている同一の事業所に限ります。

### お問い合わせ先

三鷹市健康福祉部障がい者支援課障がい者相談係

電話 0422-45-1151 内線 2653～2655

FAX 0422-47-9577